

第 六二〇〇一三二九 号

認定証

大阪府東大阪市稲葉二丁目五番六三号

株式会社栄警備保障

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）

第三条各号に掲げる者のいずれにも
該当せず、警備業の要件を備えて
いることを認定する。

有効期間

令和元年一月八日から
令和六年一月七日まで

大阪府公安委員会

